

聖籠町告示第 78 号

騒音規制法の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域並びに時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 27 年 10 月 7 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

騒音規制法の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域並びに時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める告示等の一部を改正する告示

(騒音規制法の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域並びに時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める告示の一部改正)

第 1 条×騒音規制法の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域並びに時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める告示（平成 21 年聖籠町告示第 54 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

騒音規制法による騒音規制地域指定

本則 2 規制基準備考に次のように加える。

6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定に基づき規制する区域を定める告示の一部改正)

第 2 条 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定に基づき規制する区域を定める告示（平成 21 年聖籠町告示第 55 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定建設作業に伴って発生する騒音規制

本則に次の 1 号を加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（騒音規制法の規定に基づき振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域並びに特定工場等に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める告示の一部改正）

第3条 騒音規制法の規定に基づき振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域並びに特定工場等に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める告示（平成21年聖籠町告示第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準
本則2規制基準備考に次のように加える。

6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（振動規制法施行規則により町長が指定する区域を定める告示の一部改正）

第4条 振動規制法施行規則により町長が指定する区域を定める告示（平成21年聖籠町告示第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

振動規制法施行規則による区域指定
本則に次の1号を加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この告示は、告示の日から施行する。